

「別記 8」 事業認定申請図書等作成要領
(第 1 7 3 条)

事業認定申請図書等作成要領

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この要領は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業認定申請、第39条に規定する裁決申請及び第47条の3に規定する明渡裁決申立に係る事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書を作成する場合に適用するものとする。

第2章 事業認定申請図書の作成

第1節 事前相談用資料の作成

(協議用資料の作成)

第2条 事前相談用資料の作成は、次条から第20条までに定めるところにより行うものとする。

(境界等の調査及び確認)

第3条 事前相談用資料の作成に当たり、あらかじめ、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記記録等を調査及び確認するものとする。

(土地面積及び主な物件の数量等の概数積算)

第4条 用地実測図等を基に、起業地内全ての土地等の実測面積又は概数（10㎡又は100㎡単位）及び主な物件の数量の概数を、本体事業、関連事業又は付帯工事別、現況地目別、収用又は使用別に積算するものとする。

(法第4条地等の調査)

第5条 起業地内に次の各号に掲げる土地がある場合には、関係官公署、事業所等の管理台帳等を基に、当該各号に掲げる事項の調査をし、併せて、現地において調査及び確認をするものとする。

一 法第4条に規定する土地（以下「法4条地」という。）

所在地、名称、規格及び規模

二 土地の利用について法令の規定による制限がある土地（以下「法令制限地」という。）

区域及び面積並びに制限の根拠法令及び該当条項

(事業認定申請書の作成)

第6条 法第16条に規定する事業認定申請を行う場合は、事業認定申請書（土地収用法施行規則（昭和年建設省令第33号。以下「規則」という。）別記様式第5）を作成するものとする。

2 規則別記様式第5の記の四（事業の認定を申請する理由）に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

一 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関する事業であること

二 事業計画の内容及び目的

三 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等にあつては、当該処分又は手続の状況

四 収用又は使用しようとする対象物及び土地所有者等の概数

五 事業認定の申請に至った用地交渉の概略及び用地取得等ができない理由

3 事業が関連事業又は付帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業につい

でも記載するものとする。

(事業計画書の作成)

第7条 事業計画書は、次の各号に掲げる事項を記載し作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財源
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

2 事業が関連事業又は附帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

(起業地表示図面の作成)

第8条 起業地を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 起業地位置図
縮尺は25,000分の1（25,000分の1がない場合は、50,000分の1）とし、一般図を用いる。
- 二 起業地表示図
縮尺は100分の1から3,000分の1とする。この場合、収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用する物件が存する土地は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示する。
また、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びに境界を明確に表示する。

(事業計画表示図の作成)

第9条 事業計画を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 平面図
前条第2号の起業地表示図を併用する。
- 二 横断図面
縮尺は100分の1から1,000分の1までの範囲とし、幅員構造等の標準的な横断図面を作成する。
- 三 縦断図面
トンネル、導水路等の場合は、必要に応じて作成する。
- 四 その他の構造図

(関連事業の施行についての協議書の作成)

第10条 事業が関連事業の施行に係るものである場合において、当該事業に係る施設の本来の管理者から法第18条第2項第3号の意見を求めるときは、協議書（別添記載例1）を当該管理者ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、当該事業の施行が道路法第22条、河川法第18条等の法令の規定によるものについては適用しない。

(法4条地表示図等の作成)

第11条 起業地内に法4条地が存する場合は、次の各号に掲げる図面等について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 法4条地表示図

第8条第2号の起業地表示図を併用し、それぞれの土地等に色分け着色（黄色、緑色、赤色及び黒色を除く。）し、かつ、番号を付して明確に表示するものとする。

ただし、法4条地が多数存在し、起業地の表示に支障を来す場合は、当該表示図を併用しないことができるものとし、当該表示図の作成に使用する図面と同じものを使用する。

二 法4条地調書

法第4条に規定する土地に関する調書（規則別記様式第6）を作成するものとする。この場合、当該調書の番号と前号の図面の番号を整合させる。

三 法4条地の管理者への意見照会書

法4条地の管理者から法第18条第2項第4号の意見を求めるときは、意見照会書（別添記載例2）を作成し、当該管理者ごとに、第1号に準じた図面及び前号に準じた調書を添付する。

ただし、既に法4条地の管理者が道路管理者等から占用許可、使用承諾等を得ているときは、この限りでない。

（法令制限地の管理者への意見照会書の作成）

第12条 起業地内に法令制限地が存する場合において、当該法令制限地の管理者から法第18条第2項第5号に規定する意見を求めるときは、意見照会書（別添記載例3）を当該管理者ごとに作成するものとする。この場合は、必要に応じて当該法令制限地を表示した図面を添付するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から許可、承認等を得ているときは、適用しない。

（事業の施行に関する行政機関への意見照会書の作成）

第13条 事業の施行に関し行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合において、当該行政機関から法第18条第2項第6号の意見を求めるときは、意見照会書（別添記載例4）を当該行政機関ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から免許、許可又は認可等を得ているときは、適用しない。

（手続の保留の申立書の作成）

第14条 起業地の一部又は全部について手続の保留を行う場合は、手続の保留の申立書（規則別記第7）を作成するものとする。

（参考資料の作成）

第15条 法第20条各号に掲げる事業認定の要件に該当している旨を説明する参考資料として、次の各号に掲げる資料について当該各号に掲げる書類等を作成するものとする。

- 一 収用適格事業に関する資料
- 二 収用又は使用の必要性に関する資料
- 三 事業計画に関する資料
- 四 経費に関する資料
- 五 公益性に関する資料
- 六 土地利用の合理性に関する資料
- 七 法令制限地に関する資料
- 八 手続保留に関する資料
- 九 その他必要と認められる書類

（取りまとめ方法）

第16条 第6条から第15条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

第2節 事業認定本申請図書の作成

(事業認定本申請図書の作成)

第17条 事業認定本申請図書の作成は、事業認定庁との事前協議に基づいて行うほか、本節に定めるところにより作成するものとする。

(境界等の再確認)

第18条 事業認定本申請図書の作成に当たり、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界、法4条地並びに法令制限地の変更等の有無について、再度確認をするものとする。

(意見書等の確認)

第19条 法第18条第2項に掲げる関連事業を施行する必要があることを証する書面、法4条地の管理者の意見書、法令制限地に係る行政機関の意見書及び事業施行に関する行政機関の免許、許可又は認可等の処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書の内容等について、確認をするものとする。

(取りまとめ方法及び作成部数)

第20条 事業認定本申請図書は、第16条に準じて取りまとめるものとする。

第3章 裁決申請図書の作成

(裁決申請書の作成)

第21条 法第39条に規定する裁決申請を行う場合は、裁決申請書(規則別記様式第12)を作成するものとする。

(事業計画書の添付)

第22条 前条の裁決申請書に添付する事業計画書は、事業認定申請書に添付した事業計画書とするものとする。

(起業地及び事業計画表示図の作成)

第23条 第21条の裁決申請書に添付する起業地及び事業計画を表示する図面は、事業認定申請書に添付した図面とするものとする。

(法第40条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第24条 第21条の裁決申請書の添付書類として法第40条第1項第2号に規定する書類(別添記載例5)を作成するものとする。

(規則第17条第2号イの証明書の作成)

第25条 法第40条第2項の規定により不明裁決を申請する場合は、起業者が過失がなく土地所有者又は関係人を知ることができない旨の証明書を作成するものとする。

(土地調書(案)の作成)

第26条 法第36条の規定により土地調書(規則別記様式8)を作成するものとする。

2 前項の添付図面として、次の各号により実測平面図の写しを作成し、添付するものとする。

一 取用予定の部分は薄い赤色で、使用予定の部分は薄い緑色で、それぞれ着色する。

二 縮尺は250分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

三 土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第3位を切捨て小数点第2位までとする。

(参考資料の作成)

第27条 裁決申請書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成等するものとする。

- 一 収用し又は使用しようとするものが土地の場合は、土地登記事項証明書、建物の場合は、建物登記事項証明書、立木の場合は、立木登記事項証明書
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得の理由を明らかにする。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記事項証明書）
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を証明するのに必要な戸籍関係書類（写）及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料（鑑定評価書、内訳明細書）
- 六 事業執行状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 七 用地取得状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 八 事業の認定の告示の写し
- 九 収用しまたは使用しようとするもの及び周辺の写真
- 十 その他必要と認められる書類

（取りまとめ）

第28条 第21条から第26条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

第4章 明渡裁決申立図書の作成

（明渡裁決申立書の作成）

第29条 法第47条の3に規定する明渡裁決申立を行う場合は、明渡裁決申立書（規則別記様式第10の3）を作成するものとする。

（法第47条の3第1項に掲げる事項を記載した書類の作成）

第30条 前条の明渡裁決申立書の添付書類として法第47条の3第1項に規定する書類（別添記載例6）を作成するものとする。

（物件調書（案）の作成）

第31条 第26条の申立に当たっては、法第36条に規定する物件調書（規則別記様式第9）を作成するものとする。

2 前項の添付図面として、次の各号により配置図等の図面を作成するものとする。

- 一 縮尺は100分の1とする。
ただし、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。
- 二 物件の番号は、収用地又は使用地に係わらず、建物、工作物、立竹木の順番に通し番号を付す。
- 三 建物については、建物平面図（求積し、建物延面積記載）を建物1棟ずつ作成する。

（参考資料の作成）

第32条 明渡裁決申立図書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成等するものとする。

- 一 収用し又は使用しようとする土地に建物がある場合は、建物登記事項証明書、立木がある場合は立木登記事項証明書
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得の理由を明らかにする。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記事項証明書）
- 四 登記簿名義人死亡の場合は、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類（写）及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料（鑑定評価書、内訳明細書）
- 六 事業執行状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 七 用地取得状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 八 事業の認定の告示の写し

九 明渡裁決申立対象地及び物件の写真

十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ)

第33条 明渡裁決申立書に係る取りまとめは、第28条の規定を準用するものとする。

(同時申請の場合の参考資料の取りまとめの特例)

第34条 裁決申請及び明渡裁決申立を同時に行うときは、参考資料のとりまとめについては、第27条及び第32条の規定にかかわらず、一冊の参考資料として調製するものとする。この場合は、第32条第2号から第4号、第6号から第8号に掲げる資料の作成は要しない。

別添記載例 1

(記号) 第 号
年 月 日

〇〇管理者 〇〇

上記代表者 〇〇〇〇 殿

起業者 (所在地)

(起業者名)

上記代理人 (所在地)

(代理人名)

印

土地収用法第18条第2項第3号の関連工事の施行について（協議）

〇〇〇〇が施行する〇〇事業〇〇工事に伴い、貴職管理に係る下記調書記載の施設を付替える必要が生じ、関連事業として〇〇工事と同時に施行したいので、貴職の同意を得たく協議します。

記

図面表示 番号	県・郡・市・区・町・ 村・大字及び字の名称	現に供している 事業(施設)の種類	計 画		現 況		備 考
			延 長	幅 員	延 長	幅 員	
〇〇	〇〇県〇〇郡〇 〇町大字〇〇	〇道〇〇号線	〇〇m	〇〇mm	〇〇m	〇〇mm	

別添記載例 2

(記 号) 第 号
年 月 日

〇〇管理者 〇〇

上記代表者 〇〇〇〇 殿

起 業 者 (所 在 地)

(起業者名)

上記代理人 (所 在 地)

(代理人名)



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

〇〇〇〇が施行する〇〇事業〇〇工事のため必要な土地について、土地収用法 (昭和26年6月9日法律第 219号) 第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る下記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示 番 号	県・郡・市・区・町・ 村・大字及び字の名称	現に供している 事業(施設)の種類	供している 土地の面積	備 考	
				管理者	意見書の有無
〇〇	〇〇県〇〇郡〇 〇町大字〇〇	市道〇〇号	〇〇〇 m ²	〇〇市	

別添記載例3

(記号) 第 号
年 月 日

〇〇管理者 〇〇

上記代表者 〇〇〇〇 殿

起業者 (所在地)

(起業者名)

上記代理人 (所在地)

(代理人名)

印

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について (照会)

〇〇〇〇が施行する〇〇事業〇〇工事のため必要な土地について、土地収用法（昭和26年6月9日法律第219号）第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る下記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	利用制限法令名	起業地に編入する面積 (㎡)	備考
〇〇	〇〇県〇〇郡〇〇町 大字〇〇	〇〇〇国定公園	自然公園法	〇〇〇㎡	

別添記載例 4

(記 号) 第 号

年 月 日

〇〇管理者 〇〇

上記代表者 〇〇〇〇 殿

起 業 者 (所 在 地)

(起業者名)

上記代理人 (所 在 地)

(代理人名)

印

土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見について（照会）

〇〇〇〇が施行する〇〇事業〇〇工事のため必要な土地について、土地収用法（昭和26年6月9日法律第219号）第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、同法第18条第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

別添記載例 5

法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	土地所有者		関係人		備考
	公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)			氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	50.00	A(持分2分の1)	〇県〇市〇区〇丁目〇番	債権者	〇県〇市〇区〇丁目〇番	
		道路		50.51					30.00		
計			350.51	300.51	230.00	70.51					

2 使用しようとする土地の使用方法及び期間

(1) 使用方法

(2) 使用期間

3 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償額の見積り及びその内訳の記載例

(1) 見積

補償項目 氏名	収用しようとする 土地に対する損失 補償見積額	使用しようとする 土地に対する損失 補償見積額	収用しようとする 土地に関する所有 権以外の権利に対 する損失補償見積 額	使用しようとする 土地に関する所有 権以外の権利に対 する損失補償見積 額	残地に対する損失 補償見積額	損失補償見積額計	備 考
A	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
B	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
C			4,120,000			4,120,000	
計	6,180,000	40,558	4,120,000		1,252,550	11,693,108	

注) 抵当権が設定された土地の一部を収用する場合、補償金は土地所有者等に一括して見積もってもよい。

(記載例…抵当権に対する権利消滅補償については、見積ることが困難であるため土地収用法第69条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。)

(2) 内訳

(イ) 収用しようとする土地に対する損失補償見積額

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)					
1番2	宅地	宅地 道路	350.51	250.00 50.51	200.00 30.00	30,000 6,000	6,000,000 180,000	A外1名	完全所有権(50,000円/㎡及び10,000円/㎡)に対する底地権の割合を60%とした。
計				300.51	230.00		6,180,000		

注) 共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

(ロ) 使用しようとする土地に対する損失補償見積額

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1箇月当たり)	使用期間	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)						
1番2	宅地	宅地 道路	350.51	250.00 50.51	50.00 20.51	250 50	明渡時期 から3箇月	37,500 3,077	A外1名	$50,000 \times 0.06 \times 1/12 = 250$ $10,000 \times 0.06 \times 1/12 = 50$
計				300.51	70.51			40,577		

(ハ) 収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に関する損失補償見積額の記載例

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地に関する所有権以外の権利者氏名	備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)					
1番2	宅地	宅地 道路	350.51	250.00 50.51	200.00 30.00	20,000 4,000	4,000,000 120,000	地上権者C	完全所有権(50,000円/㎡及び10,000円/㎡)に対する地上権の割合を40%とした。
計				300.51	230.00		4,120,000		

(ニ) 残地に対する損失補償見積額の記載例

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		残地面積(㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況					
1番2	宅地	宅地 道路	50.00 20.51	25,000 5,000	1,250,000 102,550	A外1名	
計			70.51		1,352,550		

(ホ) 積算の基礎

土地の損失補償見積りの基礎については、下記に記載する各条文に基づき、不動産鑑定士の鑑定等を考慮して相当な価格としたものである。
なお、土地の価格については、○年○月○日付けで事業の認定の告示があったので、同日の時点で算定したものである。

記

- 1 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
(昭和37年6月29日閣議決定) 第○○条、第○○条
- 2 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱
(昭和38年3月23日38農地第 251号(設)農地局長) 第○○条、第○○条
- 3 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針について
並びに運用方針別記1「土地評価事務処理要領」 第○○条、第○○条
(昭和46年1月11日45農地D第 994号(設)農林省農地局長通知)

- 4 権利を取得し又は消滅させる時期
権利取得裁決の日より○○日(ヶ月)以内

別添記載例 6

法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1 土地の所在、地番、地目及び土地所有者、関係人の氏名及び住所

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		土地所有者		関係人		摘要
	公簿	現況	氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地	A (持分2分の1)	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番	債権者 C	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番	
		道路	B (持分2分の1)	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番	抵当権者 F 公庫 代表理事 G	〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番	

2 土地のある物件の種類及び数量

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目	物件 番号	物件の種類	単位	数量	物件 所有者	物件に関して所有 権以外の権利を有 する者
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋	m ²	200	C	F 公庫代表理事G
		2	ブロック塀(高さ2m 厚さ15cm)	m	30	C	
		3	ブロック造門柱(8段積)	本	2	C	
		4	土間コンクリート(厚さ6cm)	m ²	20	C	
		5	黒松(樹高2m 根回り0.3m)	本	1	A及びB	
		6	まさき(樹高2m 根回り0.3m)	〃	5	A及びB	

注1) 物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。

注2) 物件の存しない土地については、「なし」と記載すること。

3 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内容の記載例
 (1) 見積

氏名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移転雑費	立竹木補償金	損失補償金	摘要
C	15,300,000	1,332,400	88,100	519,800		17,240,300	
A					14,450	14,450	
B					14,450	14,450	

(2) 内訳

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目	物件番号	物件の種類	単位	数量	単価	金額	所有者氏名	摘要
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋	m ²	200		15,300,000	C	
		2	ブロック塀(高さ2m 厚さ15cm)	m	30	31,600	948,000	C	
		3	ブロック造門柱(8段積)	本	2	18,000	36,000	C	
		4	土間コンクリート(厚さ6cm)	m ²	20	2,550	51,000	C	
			諸経費				258,600		
			消費税相当額				77,600		
			工作物移転料				1,371,200		
			動産移転料	式	1		88,100	C	
			計				88,100		
			移転雑費補償金	式	1		519,800	C	
			計				519,800		
			5	黒松(樹高2m 根回り0.3m)	本	1	14,000	14,000	A及びB

	6	まさき(樹高2m 根回り0.3m)	〃	5	1,820	9,100	〃	
		諸経費				5,700		
		消費税相当額				100		
		立竹木移転料計				28,900		

(3) 積算の基礎

土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償以外の損失補償の見積の基礎については、下記に記載する各条文に基づき積算した損失補償基準書により、補償額を算定したものである。

記

補償項目	条 文	公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱 (昭和37年6月29日閣議決定)	土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱(昭和38年3月23日38農地第251号(設)農地局長)
建物移転料		第24条	第26条
工作物移転料		第24条	第26条
立竹木補償金		第29条	第36条
動産移転料		第27条	第29条
移転雑費補償金			第35条

- 4 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
明渡裁決の日より〇〇日(ヶ月)以内